解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

山口県下関市川中豊町六丁目三番二五号

有限会社藤商

清算人　大河　増雄

解散公告

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

大分市舞鶴町一丁目四番三五号

特定非営利活動法人大分一村一品国際交流推進協会

清算人　内田　正

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

宮崎県延岡市土々呂町六丁目一六三三番地

清本設計株式会社

代表清算人　清本　英義

解散公告

当法人は、平成二十五年四月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

鹿児島県奄美市名瀬大字朝仁四七五番地

特定非営利活動法人鹿児島県アタックボール普及協会

清算人　宮　京子

解散公告

当社は、平成二十五年四月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

沖縄県那覇市泉崎二丁目二二番一号

株式会社アールアンドディー

代表清算人　國場　啓子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

岩手県盛岡市愛宕町六番八号

財団法人盛岡市水道サービス公社

代表清算人　白根　敬介

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

千葉県八街市八街に一二一番地

財団法人芙蓉服装学院

代表清算人　今井　芳枝

代表清算人　今井　秀男

代表清算人　中村　明

代表清算人　中村　喜衛

代表清算人　加藤　義俊

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年三月二十六日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

清算法人恵那市美濃東部土地改良区

清算人代表　和田　光夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

愛知県岡崎市明大寺本町四丁目六一番地

財団法人斉藤学園

代表清算人　長田　義雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

三重県津市芸濃町中縄一九〇―一

清算法人中縄土地改良区

代表清算人　嶌田　覚郎

解散公告（第一回）

当協会は、平成二十五年三月十五日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

滋賀県守山市梅田町二番一号セルバ守山一〇

社団法人滋賀県栄養協会

代表清算人　冨永　芳徳

解散公告（第一回）

当社は平成二十五年三月三十一日香川県知事の認可により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

香川県小豆郡小豆島町池田二一〇〇番地四

小豆島町土地開発公社

代表清算人　竹内　章介

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

愛媛県西条市喜多川三六六番地三

財団法人西条労働会館

代表清算人　高木　道明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

愛媛県西条市壬生川五番地二

財団法人東予勤労福祉会館

代表清算人　桑村　民樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

高知県長岡郡大豊町西峰二一五二番地

西峰正念会

代表清算人　小松健一郎

代表清算人　笹岡　孝一

代表清算人　笹岡　修一

代表清算人　小笠原啓元

代表清算人　永森　文孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

北海道士別市東五条九丁目一六〇七番地一四

財団法人士別中小企業勤労者福祉協会

代表清算人　佐藤　元信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

秋田県秋田市向浜一丁目二番一号

社団法人秋田県技能士会連合会

代表清算人　成田　誠